明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　一

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一七六）　三九
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一七七）　四一
○中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一一五）　七〇
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業九一）　七一
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛一三六）　七五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（同一三七）　七八
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（同一三八）　八〇
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件（同一三九）

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第五号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第九項第六号及び第十一項第二号、第三条第一項第七号、第二項第二号及び第三項、第六条の三第一項並びに第六条の五第一項及び第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　高市　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓